別紙２

緊　急　時　の　対　応　に　つ　い　て（お知らせ）

○北海道立サンピラーパークは、「北のふるさとを創る」をテーマに、ゆとりとうるおいのある環境づくりを進め、多様な広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、設置しております。
○私どもは、皆様に安心して利用していただくため、常日頃より地元関係者などと連携して、施設区域内の巡視等を行い、破損・危険箇所の点検や補修、又は危険木の処理などに努めています。
○施設等を利用される皆様方におかれましては、何か異常や危険などにお気づきの時や、自然災害（台風、大雨、土砂崩れなど）・事故などが発生した場合には、すみやかに避難するとともに、サンピラー交流館にお知らせください。

【施　設　等】	【電　話　番　号　等】	
サンピラー交流館 《ＡＥＤ設置》	電話番号	０１６５４－３－９８２６
指定管理者 名寄振興公社	電話番号	０１６５４－２－２１３１

隣　接　施　設		
【施　設　等】	【電　話　番　号　等】	
なよろ健康の森管理棟 《ＡＥＤ設置》	電話番号	０１６５４－２－５００３
森　の　学　び　舎 《ＡＥＤ設置》	電話番号	０１６５４－３－７４００
森　の　休　暇　村	電話番号	０１６５４－３－９５５５
なよろ市立天文台 （きたすばる）	電話番号	０１６５４－２－３９５６

関　係　機　関		
【関係機関名】	【電　話　番　号　等】	
上川総合振興局 旭川建設管理部	電話番号	０１６６－４６－４９２６
上川総合振興局 旭川建設管理部 美深出張所	電話番号	０１６５６－２－１０８１
名寄市建設水道部管理課	電話番号	０１６５４－３－２１１１
名　寄　警　察　署	電話番号	０１６５４－２－０１１０（緊急時　１１０）
名　寄　消　防　署	電話番号	０１６５４－３－３３１９（緊急時　１１９）

【避難場所・避難誘導などについて】
○災害等が発生した時は、スタッフ等が避難場所へ誘導しますが、すみやかに危険な場所から離れ、状況に応じサンピラー交流館内、若しくは駐車場等へ避難してください。

指定管理者　（株）名寄振興公社

別紙３

災害発生時の組織体制及び業務分担

（道立サンピラーパーク・なよろ健康の森・名寄公園パークゴルフ場）

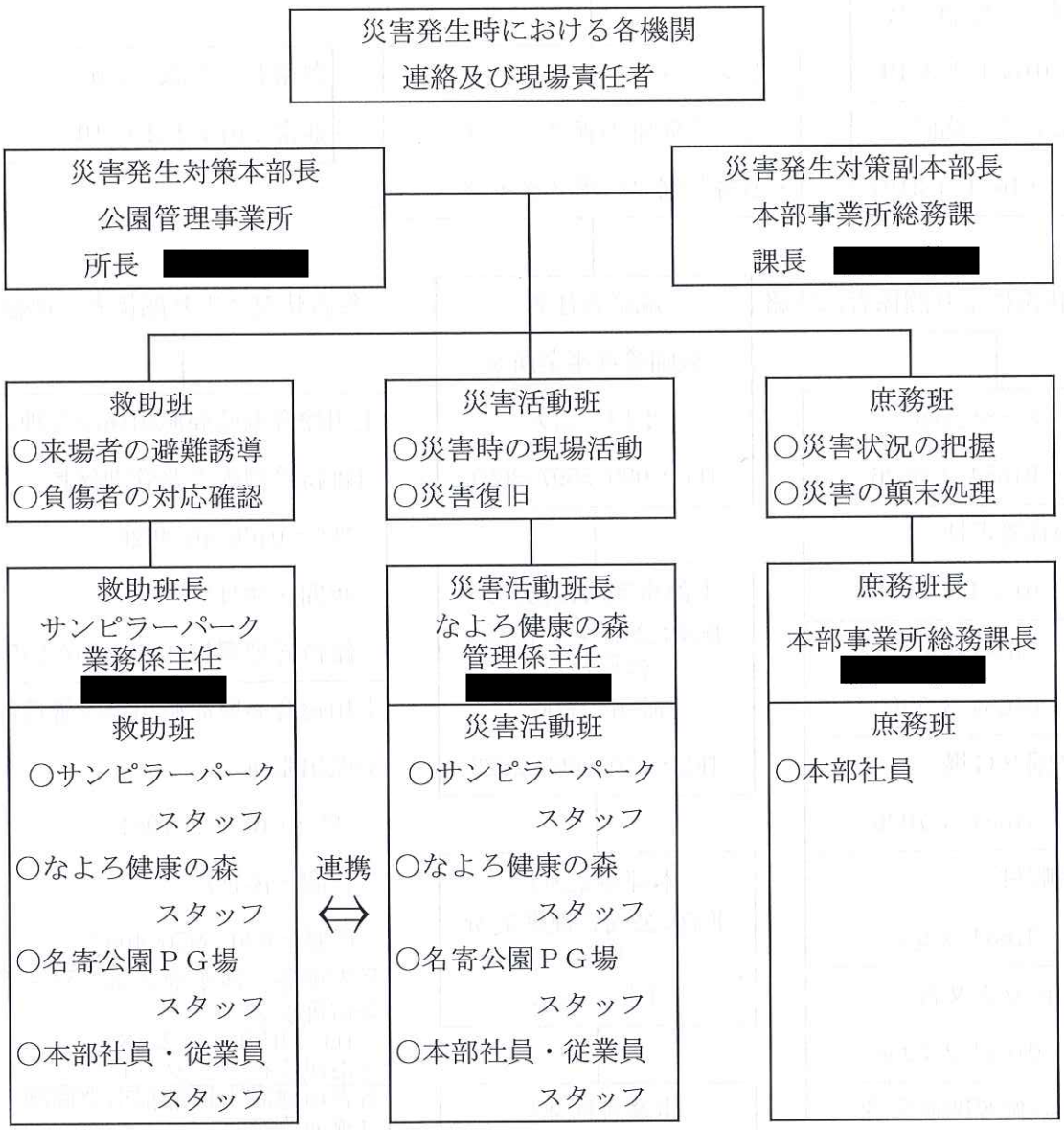

別紙４

公園管理事業所災害時緊急連絡網

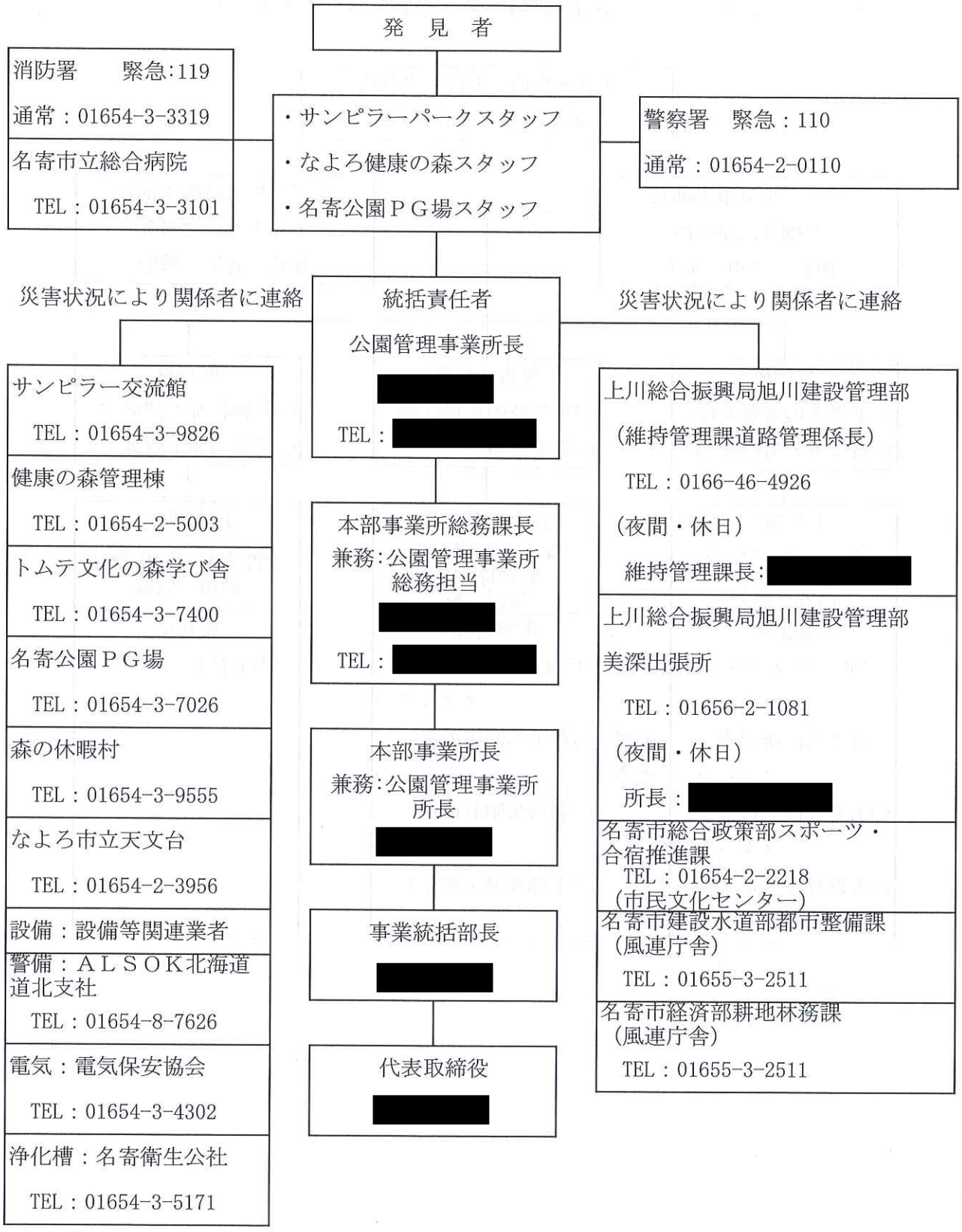

道立サンピラーパーク事故防止・安全対策マニュアル（別冊）

このマニュアルは北海道立サンピラーパーク（以下「サンピラーパーク」という）及び近隣施設（なよろ健康の森・トムテ文化の森）における施設及び園内における事故防止及び安全対策を図ることを目的とする。

１．事故防止対策について

公園全体の中で起こりうる可能性のある事故及び災害が想定される箇所については、リストアップしてスタッフが共通認識を持ち、日頃から注意を払うこと。

（１）発生が想定される事故について

① 高所からの転落事故
② 害虫（スズメバチ）等による事故
③ 遊具等の事故（転倒・落下事故等）
④ 電気設備及び危険物の事故
⑤ 熊による事故

（２）発生が想定される災害について

① 自然災害 ～ 暴風、豪雨、落雷、積雪（吹雪）、地震、洪水等
② 人的災害 ～ 放火、テロ等
③ 火災、爆発等

（３）事故発生の事前防止について

① 特に、屋内遊戯場、屋外遊戯場、修景施設（池、川、ストリートスポーツ広場、ふわふわドーム）等を重点箇所として巡視する。
② 水の事故（池・川）に対する対策をする。
③ 公園施設利用上の注意をうながす看板の設置（景観に配慮）をする。
④ 各遊具の使用方法や注意事項などのプレイマップ及び看板での周知と遊び方の指導（特に幼児）を行う。
⑤ スタッフによる定期的な巡回（目視による施設の安全確認及び危険行為・迷惑行為等は、適切に指導・対応）をする。
⑥ 日常の施設点検によって施設の良好な状態を確認する。
⑦ 遊具器具等の点検（シーズン開始時点検、日常点検、定期点検、シーズン終了時点検）をする。
⑧ 施設に異常が発見され危険と判断される場合は、使用制限・禁止の看板又は張り紙等を設置して注意を促し、安全が確保されるまで使用の制限又は禁止する処置を講ずる。
⑨ 熊・蜂の巣の発見、目撃情報により早急に立入禁止の措置や駆除の措置を講ずる。
⑩ テロ行為の未然防止を図るため、敷地内においての不審物（カバン・箱状の物）や化学成分（粉等）に対しての発見をいち早くし、関係機関への連絡、通報を適切に行う。

（４）事故発生時の対応について

① 負傷者の保護・救護の必要がある場合には、直ちに必要な応急措置を行い、救急車の要請をするか、軽傷であれば同伴者に病院への搬送をお願いする。その際⑤に関する事項を聞き取り記載する

② 状況により家族・保護者への連絡（誠意を持って適切に）をする。

③ 管轄警察署等関係機関への連絡、通報等を適切に行う。

④ 事故の処理と報告（事故者の保護、救護が終わったら、速やかに道など関係機関へ報告し指示を受ける。状況によっては見舞いに行く事も検討）をする。

⑤ 事故処理後、その処理顛末を事故報告簿に記載する。

a 事故発生日時・場所　　b 事故者の名前、年齢、住所、電話番号

c 事故の状況・原因　　d 事故者との話合いの状況

（５）再発防止及び事故後の対応（北海道と協議）について

① 事故の起きた施設については、直ちに使用制限等の措置をする。

② 速やかに修理、撤去、改修等の措置をする。

③ 他公園での事故が、当公園でも発生する恐れがある場合は、事故の可能性についての検討や検証をする。

④ 事故状況を把握し、事故の記録（写真も含む）を作成するとともに、事故の検証を行い、被害の拡大及び再発防止のため施設の改善の方策について検討し、結果を記録する。

⑤ 損害賠償の検討・対応をする。

２．利用者の安全確保のための定期的な点検・巡回指導について

（１）巡視について

① 開園期間中の屋内外施設、駐車場等公園施設の確認、日常点検・利用状況等、園内を定期巡視することにより、森林及び施設等の点検、山火事の予防並びに事故・災害・犯罪等（迷惑行為者、挙動不審者の指導及び取り締まり「報告・指導・通報」を行う。）を未然に防止し、利用者の安全確保と財産の保全を図る。

② 巡視、警備の実施状況及び実施した安全措置については、業務日誌に記録し管理する。

③ スタッフの交代時に円滑な引き継ぎとなるよう伝達報告、連絡、確認等を徹底し、連絡事項に漏れがないように注意を払う。

④ 定期巡視については、下記のとおり行うこととする。

・定期巡視回数　交流館・工房館・レストハウス　　毎日２回

※但し、レストハウスの閉園期間中は、毎週１回とする。

せせらぎトイレ　　毎週１回

・臨時巡視　　必要に応じて実施する

（２）日常点検について

① スタッフや警備員が日常の巡視や業務の中で目視や触診（１日１回以上）等の点検で施設の異常等の有無を調べる。

② 点検に先立ち、点検の範囲や頻度を定め点検表を作成し、表に基づいて点検を実施する。

（3）遊具の管理・点検について

遊具の安全確保にあたっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能が損なわれないよう、遊びの価値を尊重してリスクを適切に管理することとともに、公園管理者と保護者、ボランティア、利用者等と連携し、子どもの遊びを見守りハザードの発見や除去など、事故の発生防止に努める。

① 遊具管理は、適正な遊具管理を行い、事故防止に努める。

ア 遊具使用 安全な遊具使用の指導を行い、必要に応じ、利用者にわかるよう注意喚起や適切な使用方法の表示を行う。

イ 事故防止 日常点検・定期点検の結果、遊具の毀損・不具合等を確認した場合は、直ちに使用を禁止し、利用者の立ち入り禁止措置や周知看板の設置等安全対策を講じる。

ウ 早期復旧 遊具の毀損・不具合等を確認した場合は、利用者に長期にわたり不便をかけないよう、早期復旧を図る。

（4）定期以外の巡回について

日常の巡回のほか、気象状況、利用者数、イベント状況、混雑度等によりスタッフが場内を巡回し、施設点検や立入禁止区域への立ち入りがないか、危険行為がないか等をチェックし、必要があれば制止する。

（5）有害駆除等について

サンピラーパークは、四季を通じて多くの教材（自然）に恵まれている。こうした自然には、多くの生物が生息し、中には人に被害をあたえる蜂、カラス等が生息している。

利用者の安全を確保することを第一に巡視及び利用者等からの目撃・痕跡発見情報等により隣接施設と連携し、立入禁止及び駆除等、迅速かつ適切な対応を講じるとともに、突発的な天候悪化、施設の混雑度及び利用者の状況に応じて適宜誘導等、安全対策を講じる。

3．防火管理に係る対策について

公園内における火災等の災害を予防・警戒するとともに、利用者の安全確保及び被害の拡大防止に努める。

（1）消防法第８条に基づく防火管理者の配置及び消防計画の作成について

緊急事態、非常事態発生及び訓練に係る指揮命令系統を明確にするため、課長を防火管理者として置き、防火対象物に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を行う。

（2）消防用設備等の点検について

日常から消防用設備及び火気使用器具等の点検・検査を行うため、防火管理者及び火元

責任者を置き、下記の事項の点検を行い、結果を『防火管理維持台帳』に記録する等、火災予防及び地震時の出火防止に努める。

・ 消防用設備等点検結果報告書は消防長に報告する。

点検実施 ＼ 消防用設備	実施回数		
	自主点検	法定点検	
	外観点検	機能点検	総合点検
消火設備 消火器具・誘導灯・誘導標識	２ヶ月に１回	６ヶ月に１回	１年に１回
警報・避難設備 屋内消火栓設備・自動火災報知設備・避難器具・排煙設備	２ヶ月に１回	６ヶ月に１回	

※ 自主点検外観検査については、２ヶ月に１度、目視による点検を行う。

※ 総合点検及び機能点検は、消防法第１７条３－３に基づく消防設備点検を消防設備士の資格又は消防設備点検資格者の資格を有する者による点検が義務づけられており、消防設備保守委託業者により、機器に応じて６ヶ月に１回及び１年に１回行う。

（３）防火意識の高揚について

① 園内の日常点検により異常物、不審物がないか、早期発見や処置を心がける。

② 避難通路、ロビー、ホール等に、避難上支障となる物品は置かない。

③ 消防用設備等の周辺は、その機能を阻害しないように整理しておく。

④ 火災発見時には、自営消防隊組織及び緊急連絡網にしたがい連絡・通報するとともに、災害時のマニュアルに定める任務分担により適切な行動をとる。

⑤ 喫煙は指定した場所で行い、最後に火元責任者が火元の確認を行う。

（４）消防訓練の実施について

消防法第８条第１項、消防法施行規則第３条第１１項及び第１２項に基づき定めた防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合に、あらかじめ、その旨を消防機関に通報し、以下のような内容で消防訓練をする。

消防種別	実施回数	実施月日	訓練内容
総合訓練	年２回	毎年６月・１０月	消火訓練・通報訓練・避難訓練

（５）自衛消防隊の組織化について

① 自衛消防隊の組織を公園事業所内に置き、任務を分担し、円滑な避難誘導消火活動を行う。

② 消防設備等の設置位置及び避難経路を明示し、スタッフに周知徹底させる。

道立公園サンピラーパーク　自衛消防隊組織図

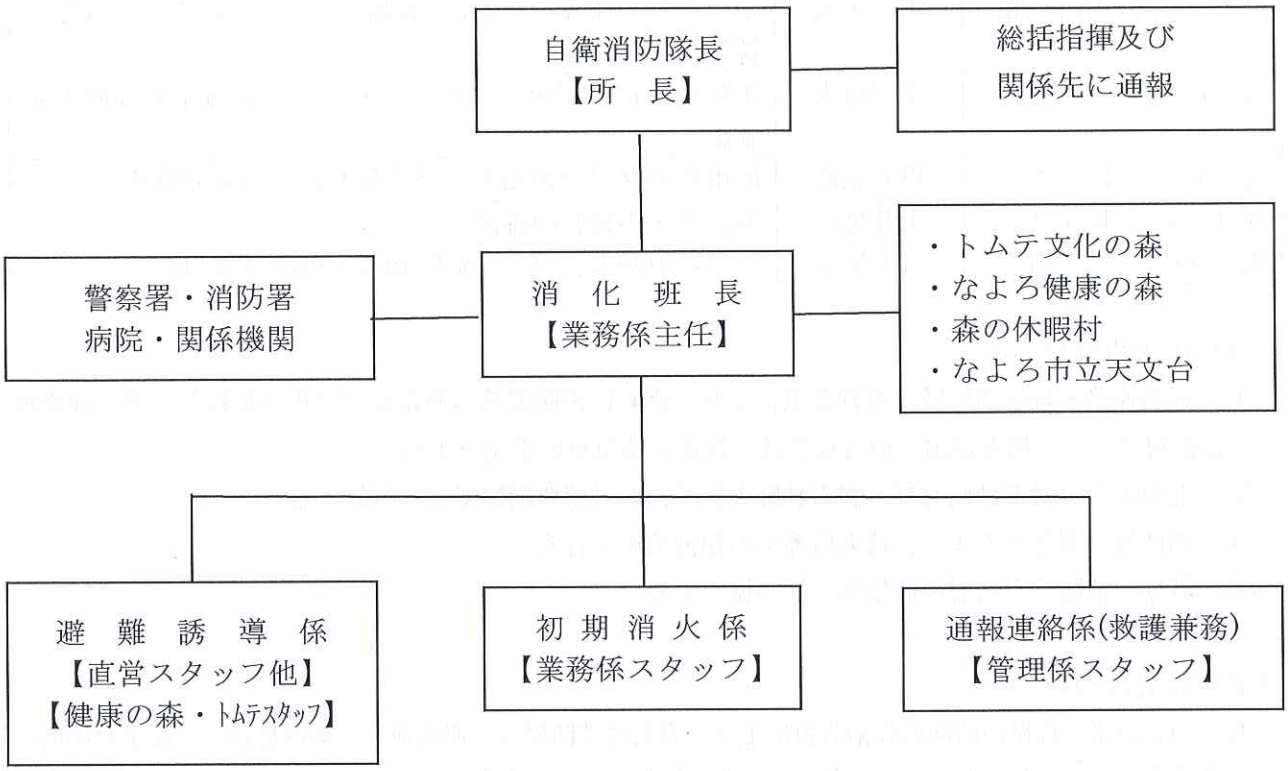

自衛消防隊の役割分担

役　　割	役　　割　　内　　容
自衛消防隊長 所　　長	各係の情報を密接に収集し、消火班長に指示命令をし、消防隊と密接に連携を図る。各係に指示し、命令の伝達にあたる。各関係機関への通報も行う。
消火班長 業務係主任	各係に自衛消防隊長より伝達を受けた事項を指示命令し、避難誘導の指揮をとる。隣接施設に通報連絡し召集して、初期消火及び避難誘導に割りあてる。 火災発生時における初期消火を業務係スタッフに指揮命令をし、火災が広範囲にわたらぬようくい止める。
初期消火係 業務係ｽﾀｯﾌ	消火班長（業務係主任）の指示を受け、消防設備を用い消火作業にあたる。
避難誘導係 直営スタッフ 健康の森・トムテスタッフ	非常口を開放し、利用者の避難誘導にあたる。（予め消防計画による避難場所を定めておく） 避難器具の設定、操作にあたる。 ハンドマイクにより利用者を避難場所へ誘導する。
通報連絡係 (救護係兼務) 管　理　係	消防署に通報及び確認を行う。 利用者への出火の通報（放送設備により場内に周知させる）及び消防隊への通報の提供にあたる。

火災予防職務分担

施　設　名	火元責任者	適　用
サンピラー交流館	小川勇人	ボイラー・暖房・その他の設備、タバコの始末及び電気系統等の火元確認
ふるさと工房館	小川勇人	工房使用後の暖房、タバコの始末及び電気系統等の火元確認
花の丘レストハウス	川井晃彦	使用後のタバコの始末及び電気系統等の火元確認
せせらぎトイレ	川井晃彦	不審者・不審物の確認
園　内　一　円	川井晃彦	タバコの始末、ゴミ・危険物等の確認《巡視》

（6）山火事等について

① 通報連絡～自衛消防隊の役割分担により、直ちに消防署等へ連絡並びに場内放送し、安全な場所に誘導する。負傷者が出ている場合は、救護し救急車の手配をする。

② 北海道火災対策計画及び名寄市林野火災予消防対策要網に基づき対処する。

③ 消防署が到着するまで、消火器等での初期消火を行う。

④ 警察、消防車が到着後は指示に従い協力する。

（7）震災について

① 通報連絡～自衛消防隊の役割分担により、直ちに消防署等へ連絡並びに場内放送し、安全な場所に誘導する。負傷者が出ている場合は、救護し救急車の手配をする。

② 防火活動～火気使用設備の使用停止や危険物施設の安全確認をする。

4．緊急時の体制について

○消防署、警察署、病院等の関係機関との緊急時の連絡体制について

緊急を要する事態が発生した場合には、消防署、警察署、病院等の関係機関への連絡体制を定め、手分けして連絡するとともに、スタッフ全員の召集と本社及び隣接施設の職員への連絡を行い、利用者の安全を確保し、二次災害の防止に努めなければならない。

・緊急時の対応を明確にするため、次のとおり役割分担を定める。

職　名		緊　急　時　の　役　割
公園管理事務所所長		各関係機関通報連絡、総括指揮
公園管理事務所参与		現場指揮、避難誘導（救護）
総務課長		隣接施設通報連絡召集
業務係主任		消火・避難誘導（事務所長・参与補佐）
業務係スタッフ		消火・避難誘導、場内整理（管理係補佐）
管理係スタッフ		緊急連絡先通報連絡、救護、負傷者の応急措置
他部署	トムテ文化の森職員	上記役割分担の補助
	健康の森職員	上記役割分担の補助
	本社スタッフ	公園管理事業所長・参与の指示による補助

（１）事故発生・災害等緊急時の対応について

１の事故防止対策及び１－（４）事故発生時の対応を行い、施設の安全性の確保・災害等緊急時の適切な対応や必要な措置を図り、スタッフ全員に周知し、事故や災害の未然防止と災害発生時に迅速な対応が図られるよう万全を期すこと。

（２）異常気象時の体制について

常にメディアやインターネットによる気象情報を把握し、異常気象が起りうる状況を判断し、災害の未然防止に努めること。

強風・大雨及び大雪警報が発令された場合など異常気象時で災害が発生する恐れのある場合には、「道立サンピラーパーク気象警報発令時等及び地震（震度４以上）発生時の対応について」の要領に基づき、災害時緊急連絡網によりスタッフを召集し、園内巡視を行うとともに、考えられる災害を想定し利用者を安全な場所に避難させる等の安全確保と事故・災害を未然に防ぐ措置を講ずること。

（３）緊急時対応資材の配備について

緊急時の現場対応として、必要な緊急対応資材及び機械等は調達先を明確にして、即時対応できるよう配備し、二次災害の防止や迅速な復旧体制がとれるよう万全を期すこと。

【緊急時対応資材の配備表】

資材名	数量	配備及び調達先
ＡＥＤ（自動体外式除細動器）	４台	サンピラー交流館（1台）・なよろ健康の森（2台）・トムテ文化の森（1台）
土嚢袋	３２袋	なよろ健康の森管理棟機材庫
土嚢用土	２㎥	なよろ健康の森目土置き場
杭	100本	物置小屋
ロープ	10m2本	ピヤシリスキー場管理棟
シート	７枚	なよろ健康の森管理棟(5枚)サンピラーパーク物置(2枚)
番線	４０ｍ	なよろ健康の森管理棟
剣先スコップ	１３丁	なよろ健康の森管理棟(8丁)サンピラーパーク物置(5丁)
平スコップ	８丁	なよろ健康の森管理棟(8丁)
掛矢	１本	なよろ健康の森管理棟
荷車（ねこ）	５台	なよろ健康の森管理棟(2台)サンピラーパーク物置(3台)
照明器具	１台	ピヤシリスキー場管理棟
発電機	１台	ピヤシリスキー場管理棟
ハンドマイク	６台	なよろ健康の森管理棟(1台)サンピラーパーク物置(5台)
トランシーバー	５台	ピヤシリスキー場管理棟

（別紙　２）

再委託業務一覧

業　務　名	業　務　箇　所　及　び　業　務　内　容	業務委託期間
電気暖房設備保守点検	交流館・工房館　電気暖房設備清掃・点検	令和８年４月～ 令和９年３月
日常清掃業務	交流館（床・ドア・備品・衛生器具等の清掃） 工房館（床・ドア・備品・衛生器具等の清掃） ﾚｽﾄﾊｳｽ（床・ドア・備品・衛生器具等の清掃 5月～10月）	令和８年４月～ 令和９年３月
特別清掃業務	交流館（ガラス・カーペット・床ワックス等の清掃） 工房館（ガラス・床ワックス等の清掃） ﾚｽﾄﾊｳｽ（ガラス・床ワックス等の清掃）	令和８年４月～ 令和８年10月
浄化槽保守点検	交流館（保守点検・槽内清掃・消耗品交換等） 工房館（保守点検・槽内清掃・消耗品交換等） ﾚｽﾄﾊｳｽ（保守点検・槽内清掃・消耗品交換等）	令和８年４月～ 令和９年３月
浄化槽１１条検査	交流館（浄化槽法第１１条検査　外観・水質） 工房館（浄化槽法第１１条検査　外観・水質） ﾚｽﾄﾊｳｽ（浄化槽法第１１条検査　外観・水質）	令和８年４月～ 令和９年３月
トイレ水抜き・復旧	レストハウストイレ水抜き・復旧	令和８年４月～ 令和９年３月
消防設備検査	交流館（総合検査・機能検査） 工房館（消火器機能検査）	令和８年４月～ 令和９年３月
冷却設備検査	カーリングホール冷却機 （開始前点検・終了点検）	令和８年４月～ 令和８年11月
遊具精密点検	年２回点検　屋内遊具：コンビネーション遊具 屋外遊具：森の木の蔵・丘の木の蔵・月の神殿・森の見張り台・土の蔵・複合遊具・スネイクジャングル・ふわふわドーム・スケートウェーブ・複合遊具	令和８年４月～ 令和９年３月
噴水設備及び四季の池・ やすらぎ庭園保守点検	点検・調整・清掃等	令和８年４月～ 令和８年６月
受水槽点検清掃	交流館受水槽点検・清掃	令和８年６月～ 令和８年11月
除雪業務	交流館駐車場・公園内幹線道路・工房館駐車場 レストハウス駐車場（最終日のみ）	令和８年11月～ 令和９年３月
警備業務	交流館（機械警備及び巡回警備） 工房館（機械警備及び巡回警備） ﾚｽﾄﾊｳｽ（巡回警備　５月～１０月）	令和８年４月～ 令和９年３月
エレベーター保守点検	交流館（昇降機定期検査及びリモート点検）	令和８年４月～ 令和９年３月
自家用電気工作物	交流館（年次点検及び月次点検） 工房館（年次点検及び月次点検） ﾚｽﾄﾊｳｽ（年次点検及び月次点検）	令和８年４月～ 令和９年３月
特定建築物等定期調査	交流館定期調査	令和８年４月～ 令和９年３月

令和8年2月28日

道立公園名	北海道立サンピラーパーク

指定管理業務

令和8年度　年次収支計画書

団　　体　　名	株式会社　名寄振興公社
所　　在　　地	北海道名寄市字日進
電　話　番　号	０１６５４－２－２１３１
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０１６５４－２－２１３２